

北塩原村空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用を通して、移住及び定住の促進による地域の活性化を図ることを目的として実施する北塩原村空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 村内に存在する居住等を目的とした建物で、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物及びその敷地をいう。倒壊等の危険性のある建物や生活等の場として機能しない管理不全な建物については除く。

(2) 宅地 村内に存する宅地(居住を目的として建物を建築できることができ、現に使用していない)及び宅地となる予定の土地を言う。ただし、建築条件付宅地を除く。

(3) 空き家バンク制度 村内の空き家に関する情報(売却若しくは賃貸を目的とした建物)を登録し、利用希望者に対して村がその情報を提供する制度をいう。

(4) 所有者等 空き家等について所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(5) 利用希望者 北塩原村空き家バンクに登録された空き家の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申し込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家及び宅地に関する情報の登録をしようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び空き家バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)及び誓約書(空き家等登録者用)(様式第3号)を村長に提出しなけ

ればならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その登録内容を確認の上、適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定により空き家バンクに登録したとき又は登録しなかったときは、空き家バンク登録完了(不可)通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定により登録されていない空き家で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。
- 5 村長は、所有者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項による登録を行なわないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び反社会的勢力であるとき。

(2) その他登録に適さないと村長が判断したとき。

(空き家バンク登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があるときは、空き家バンク登録事項変更届出書(様式第5号)により遅滞なくその旨を村長に届けなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 村長は、次の各号いずれかに該当するときは、当該空き家の登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書(様式第6号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 建物等に抵当権等権利設定が行われたとき。

(2) 当該物件の所有者に変更があったとき。

(3) 当該物件に関する村税等の滞納が発生したとき。

(4) 倒壊等の危険性がある空き家の状態や生活の場として機能しない管理不全な空き家になったとき。

(5) 暴力団員及び反社会的勢力が判明したとき。

(6) 虚偽の事実が判明したとき。

(7) 登録から2年経過した年度の属する3月31日を経過したとき。

(8) 空き家バンクの登録取消しの申出があったとき。

(9) 前各号に掲げるほか、村長が適当でないと認めたとき。

(空き家利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)に誓約書(様式第8号)を添付のうえ、村長に申込みのものとする。

2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録者(以下「利用登録者」という。)として登録するものとする。

3 村長は、前項の規定により利用登録者として登録したとき又は登録しなかったときは、空き家バンク利用登録者完了(不可)書(様式第9号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更)

第8条 前条第3項の規定による利用登録者は、当該登録事項に変更があるときもしくは登録を取り消すときは、空き家バンク利用登録者変更届出書(様式第10号)により遅滞なくその旨を村長に届けなくてはならない。

(利用に関する登録の取消し)

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取消すとともに、空き家バンク利用登録者取消通知書(様式第11号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者としての登録取消しの申出があったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 登録から2年を経過した年度の属する3月31日を経過したとき。

(4) 申込内容に虚偽があったとき。

(5) 暴力団員又は反社会的勢力に寄与するための利用であると認められる者。

(6) 宗教活動、政治活動その他の本要綱の趣旨に照らして不相当と認められる活動のための利用と認められる者。

(7) 前各号に掲げるほか、村長が適当でないと認めたとき。

(情報提供)

第10条 村長は必要に応じて空き家登録者及び利用登録者に対して、登録された有用な情報を提供するものとする。

(空き家バンク利用の申請条件)

第11条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住して、経済、教育、文化、経済活動等を行なうことにより、地域の活性化に寄与できる者。

(2) 空き家に定住して、村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調（地域組織加入）して生活できる者。

(3) 税、料金等の滞納がないこと。

(4) その他村長が適当と認めた者。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 村長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報取扱い)

第13条 空き家登録者及び利用登録者は、北塩原村個人情報保護条例(平成17年北塩原村条例第3号)の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家バンク及び利用登録者から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない。

(2) 個人情報を村長の承諾なくして複製し、又は複製してはならない。

(3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理し

なければならない。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報適切に廃棄しなければならない。

(5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに村長に報告し、その指示に従わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月 1日から施行する。